低濃度 P C B 廃棄物収集・運搬及び処分業務委託(御岳御厩野林道第7号橋梁)仕様書

1. 目的

木曽森林管理署発注工事で発生した低濃度PCB廃棄物について、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置 法等関係法令」に基づき安全かつ適正に収集し、無害化施設へ運搬、無害化処理後、処分を行うものである。

2. 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月19日

3. PCB廃棄物の発生箇所

長野県木曽郡王滝村 三浦国有林2625・2638林班 御岳御厩野林道第7号橋梁 (別添位置図のとおり) (岐阜県下呂市役所から33.3km (舗装路22.3km、未舗装11.0km))

4. PCB廃棄物の数量・種類等(予定)

塗膜くず、保護具等(ドラム缶16本含む) 4,250kg

5. 業務内容

低濃度PCB廃棄物の収集・運搬・処分を行うものとする。

- (1) 収集·運搬
- ア「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」等により必要な処置を行うこと。
- イ 車両への積込及び処理場への搬入については、受託者が行うものとする。
- ウ 廃棄物の積込場所及び荷卸し場所を管轄する都道府県知事もしくは政令指定市長の許可を受けていること。
- エ 収集運搬の日程については、別途協議とする。

(2) 処分

- ア 無害化処理について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の4の第1項に基づき無害化処理認定」を受けている受託者の処理場で行うものとする。
- イ 無害化処理後の廃棄物は漏洩防止容器を含む全てを「低濃度 P C B 廃棄物の処理に関するガイドライン」等 関係法令に基づき、適正に最終処分するものとする。

6. 橋梁塗膜に含有される化学物質について

区分	含有量
РСВ	3.1mg/kg
鉛	2.4%
六価クロム	0.01%未満
石綿 (アスベスト)	なし

7. その他

- (1) 本業務に実施にあたっては、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」、「低濃度 PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン」等関係法令等 を遵守し、安全かつ適正に行うこと。
- (2) 受託者は、本業務の実施に際して、林道施設(標識・ガードレール・カーブミラー等含む)の保全、立木の保護、国有林内林道の安全運転に努めること。
- (3) 本仕様書に定めない事項については、監督職員と必要に応じて打合せを行い対応するとともに、本業務について疑義が生じた場合には、直ちに監督職員と協議して対応するものとする。

